平成２９年（フ）第９号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲705番地２　坂本アパート８号
債務者　本多　茂明
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４号
高知県須崎市浜町２丁目５番７号
債務者　西川　京子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第１７号
福岡県飯塚市八木山1465番地３
債務者　末永　尚嗣
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４７号
佐賀市本庄町大字本庄567番地１　フェリオ103号室
債務者　南里　有美（旧姓桂）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
佐賀市兵庫町大字若宮1139番地１
債務者　江頭　好生
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
宮崎県児湯郡新富町大字日置787番地22
債務者　髙地　良二
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５５号
宮崎市元宮町８番23号　ボナール302号
債務者　東　　家孝
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８号
宮崎県日南市瀬貝３丁目７番28―202号
債務者　石井　達也
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１号
宮崎県都城市郡元町3017番地
債務者　河南　尚彦
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市若葉町３番６号
債務者　大内田セイ子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市春山町906番地１
債務者　森山　昭寿
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市霧島田口2229番地
債務者　松元　哲郎
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩川内市田海町5246番地
債務者　佐貫　忠二
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
鹿児島県阿久根市折口1678番地14
債務者　寺地　信昭
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
鹿児島県薩摩郡さつま町二渡1580番地３
債務者　貫薗　彩子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
沖縄県豊見城市字真玉橋129番地２　ハイム真玉橋201号　安部康義方、住民票上の住所沖縄県豊見城市字真玉橋175番地２　レイクサイドかかず202号
債務者　島袋ナルミ
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４８号
沖縄県那覇市字仲井真392番地　光マンション203
債務者　譜久村好奉
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字下町82番地６
債務者　渡邊　　香
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係